

申 請 書 の 概 要

本年5月10日、本邦の製紙会社8社(注1)から提出されたインドネシア共和国産カットシート紙に対する不当廉売関税課税の申請書における同8社の主張の概要は以下のとおりである。

(注1)日本製紙(株)、日本大昭和板紙(株)、王子製紙(株)、王子特殊紙(株)、大王製紙(株)、北越紀州製紙(株)、三菱製紙(株)及び丸住製紙(株)(申請書掲載順)(平成22年度の国内総生産高に占める8社のカットシート紙のシェアは96.0%である。)

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

ダンピングマージン率 7.55～15.78%

よって、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

2. カットシート紙に係る本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(1) インドネシア産カットシート紙の輸入量・占拠率

	平成20年度	平成23年度	増減率
輸入量(注2)	291,737トン	397,510トン	36.3%
市場占拠率	22.5%	31.3%	39.3%
(参考)同品目の推定 国内需要量	1,298,388トン	1,269,833トン	▲2.2%

(注2)申請書では、平成23年度の数値は同年度上半期のデータを2倍して算出。なお、実際の平成23年度の輸入量は、392,791トン。増減率は、34.6%。

(2) 本邦産業の状況を示す指標(平成 20 年度の数値を 100 とした場合の指数)

	平成 20 年度	平成 23 年度(注4)	増減率
国内販売価格	100	84.9	▲15.1
市場占拠率(数量)	100	86.3	▲13.7
国内販売量	100	86.1	▲13.9
国内生産量	100	83.6	▲16.4
稼働率	100	78.4	▲21.6
営業利益	100	▲53.7	▲153.7

(注3)主な指標を申請書より抜粋。

(注4)平成 23 年度の数値は同年度上半期のデータを2倍して算出。稼働率は同年度上半期のデータを使用。

(3) 本邦産業は、不当廉売された貨物の輸入により、本邦産業の状況を示す指標の多くが悪化しており、本邦産業に甚大な損害が生じている。

以上のことから、本邦産業は実質的な損害の事実がある。

3. よって、インドネシア共和国産カットシート紙に対して、不当廉売関税の課税を求める。